

共済契約者（事業主）の皆さまへ

1 掛金の納付期限延長が可能です。

申し出により、中小企業退職金共済制度の掛金の納付期限を最長1年間延長することができます。

2 後納による割増金が免除されます。

上記1の申し出により納付期限を延長した月分の掛金については、延長後の期間から1年以内に納付すれば後納割増金は免除いたします。

3 共済手帳の再発行をします。

焼失・紛失などの場合は退職金共済手帳を再発行できます。

申し出は郵送またはFAXとなります。また、関係機関の証明書は不要とします。

お申し出いただく事項

- 共済契約者番号
- 共済契約者名
- 住所
- 電話番号
- 担当者名
- 被共済者氏名
- 現在の連絡先（住所、電話番号及び送付先）

なお上記1と3について、[激甚災害指定地区](#)におきましては、電話による受付もいたします。

4 共済契約を続けることが困難な場合

災害により、共済契約を続けることが困難な場合は、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

内容		担当課	連絡先
1	掛金の納付期限延長について	収納課	TEL 03-6907-1234（内線：3434～3435） FAX 03-5955-8217
2	後納による割増金の免除について		
3	共済手帳の再発行について	保全課	TEL 03-6907-1234（内線：3421～3423） FAX 03-5955-8216
4	共済契約を続けることが困難な場合	契約課	TEL 03-6907-1234（内線：3411～3412） FAX 03-5955-8214

被共済者（従業員）の皆さまへ

退職金等の請求について

退職金（解約手当金）請求の際に必要な請求書を焼失・紛失等した場合等、退職金（解約手当金）請求手続きについてお困りのことがありましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

内容	担当課	連絡先
退職金等の請求について	給付推進管理課	TEL 03-6907-1234（内線：3511～3512） FAX 03-5955-8218